

公正取引委員会

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの諮問に対する構造改革推進室からの再検討要否	提案主体からの意見	提案主体の意見その他	「措置の内閣」の取組の実施し	各府省庁からの再検討要否に対する回答	特区計画・プロジェクト番号	規制特例推進室の項目番号	提案主体	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
220010	懸賞により提供する景品類の最高額の緩和	該当なし	懸賞による景品類の提供に関する事項については、昭和52年公正取引委員会告示第3号により一定の制限がある。	E (規制自体が存在しない)	事業諮問につき手当ての必要なし	景品表示法の規制対象となる景品類は、自己の供給する商品・サービスの取引に附随して相手方に提供する経済上の利益である(昭和37年公正取引委員会告示第3号)。 提案は、舟券の当たり額を2倍にするものではなく、掛け金に係る払戻金に加え、特別賞金として上積額を供与するものであるが、これについても景品表示法上の景品類には該当しないと解して良いか。 併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	規制自体が存在しないため、手当ての必要なしとの回答をいただいているが、公正取引委員会告示第3号には、「(しその他偶然性を利用して定める景品類の提供については、10万円を超えてはならない)とあり、本競艇場が検討しているものとして、舟券元来の当たり配当額に加え、別途一定額を提供するものは「更なる配当金」ではなく「現金が2倍となるサービス等」と類似しており、10万円以上の場合は上記告示をクリアすることが必要と考えるが、どうか。	提案主体の意見 他 E (規制自体が存在しない)	「措置の内閣」の取組の実施し E 事業諮問につき手当ての必要なし	意見は、舟券元来の当たり配当額に加え、別途一定額を提供するものは「更なる配当金」ではなく「景品」(現金が2倍となるサービス等)と解していることであるが、提案内容の「次回購入する舟券の当たり額が2倍になるサービス等」は、次回購入する舟券が当たった場合、その当たり額を2倍にすることを約束するものであり、当初の競艇場の入場者に対して、抽選により提供された時点では、経済的価値を有するものではない。したがって、当該サービス等は、当初の入場者との関係で取引附随性が認められるものの、その時点では、景品表示法上の景品類の要件の一つである「経済上の利益」とは言えないことから、景品表示法上規制されるものではない。	1093	1093020	尼崎市	尼崎競艇場アドミッション・インベーション特区	懸賞により提供する景品の最高額の緩和	懸賞により提供する景品類の最高額は、懸賞に係る取引の総額の20倍の金額(当該金額が10万円を超える場合においては、10万円)を超えてはならない定めを、撤廃する。	競艇場の入場者に対して、抽選で、次回購入する舟券に当たり額が2倍になるサービス券を配布する。これは、掛け金に係る払戻金に加え、特別賞金として上積額を供与するもの。(ただし、上積額は20万円とする)	